

収入保険加入者の皆様へ

お忘れではないですか？

作付面積や作物を変更した通知

営農計画の内容に変更がある場合は原則**変更を行う前、遅くとも作付け後1か月以内**に通知してください。

事故が発生した際の通知



収入が減収する事故（被害）が発生した際は**遅滞なく**通知してください。

「遅滞なく」とは：現地確認等により被害を確認できる状態が保持されている期間となります。

通知が遅れた場合は保険金等の支払が免責となり減額されますのでご注意ください。

※従来から、規程等により、営農計画の変更通知や事故発生通知の遅れは免責とされていましたが、令和7年契約より厳格に運用されています。

ご連絡は取扱窓口の農業共済組合へお願いします

東予支所：0897-55-2955
中予支所：089-941-4623
南予支所：0894-62-2123

今治出張所：0898-31-2800
伊予出張所：089-982-0534
愛南出張所：0895-72-0201

1 主たる農産物について保険期間内に事故発生通知が通知されなかった場合

■主たる農産物（見込収入金額が総額に占める割合が2割以上）について、保険期間内に事故発生通知が通知されなかった場合、当該主たる農産物の収入減少金額の全額を免責対象とする

■主たる農産物以外は、事故発生通知が通知されなかった場合も当面免責対象としない

< 事故発生通知の状況 >

見込収入総額：1,000万円

農産物A

見込収入：500万円（50%）



保険期間中の
事故発生通知 免責対象

通知済み 免責対象なし

農産物B

見込収入：350万円（35%）

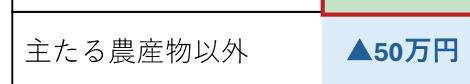


通知なし

主たる農産物Bについて事故発生通知が通知されなかったため、農産物Bに係る収入減少金額100万円の全額100万円が免責対象

農産物C

見込収入：150万円（15%）

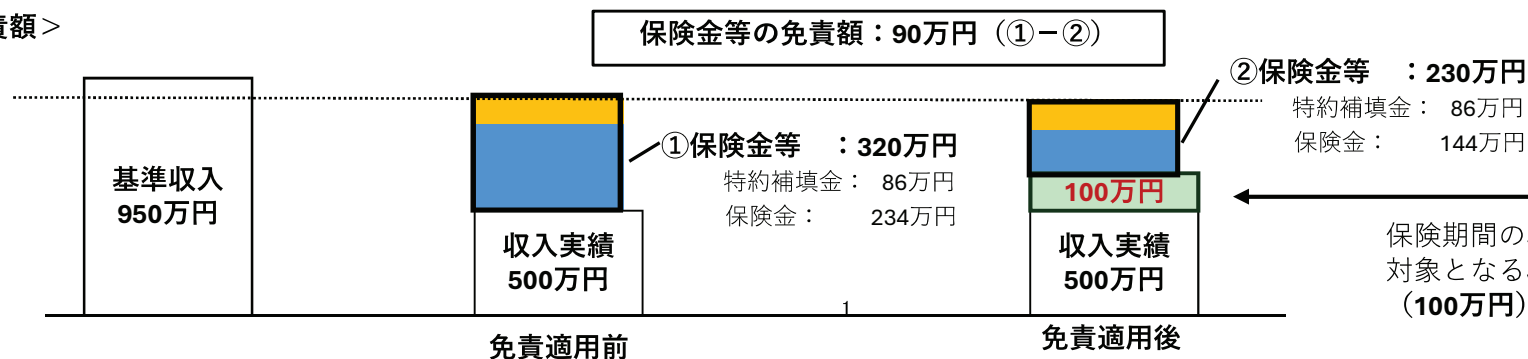


通知なし 当面免責対象としない

■保険期間の収入実績に免責対象となる収入減少金額を加算※して保険金等の支払を算定（免責適用前との差額が免責額）

- ・基準収入が見込収入によらず過去平均5中5による場合も案分せずに免責対象となる収入減少金額を加算
- ・保険金部分から免責額を適用（免責額が免責適用前の保険金額を超える部分を特約補填金に適用）

< 免責額 >

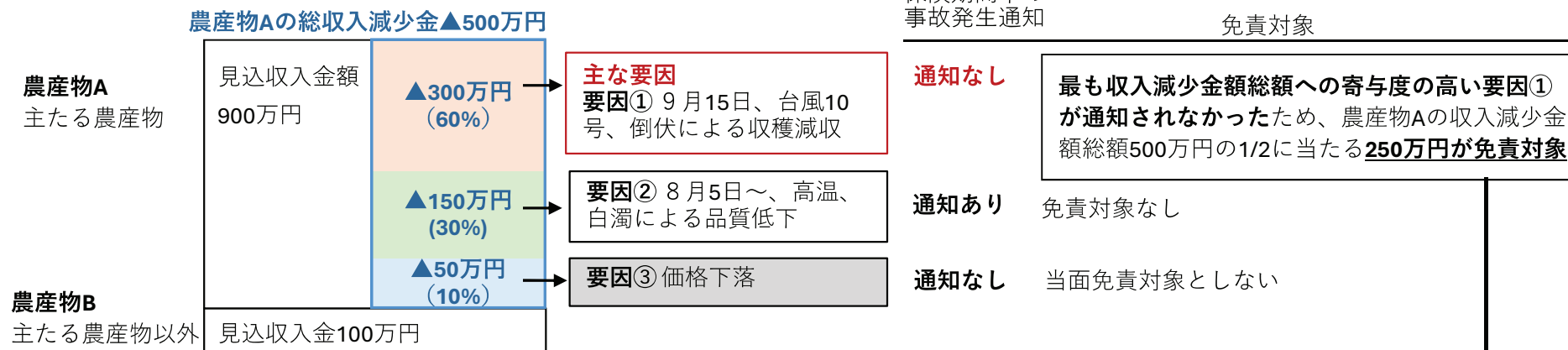


2 主たる農産物について主な収入減収要因が通知されなかった場合

■主たる農産物（見込収入金額が総額に占める割合が2割以上）の事故発生通知において、**主な要因（最も収入減少金額総額への寄与度の高い要因）が通知されなかった場合、当該主たる農産物の収入減少金額の1/2を免責対象とする**

- ・主な要因以外の要因は、通知されなかった場合も当面免責対象としない
- ・主たる農産物以外は、主な要因が通知されなかった場合も当面免責対象としない

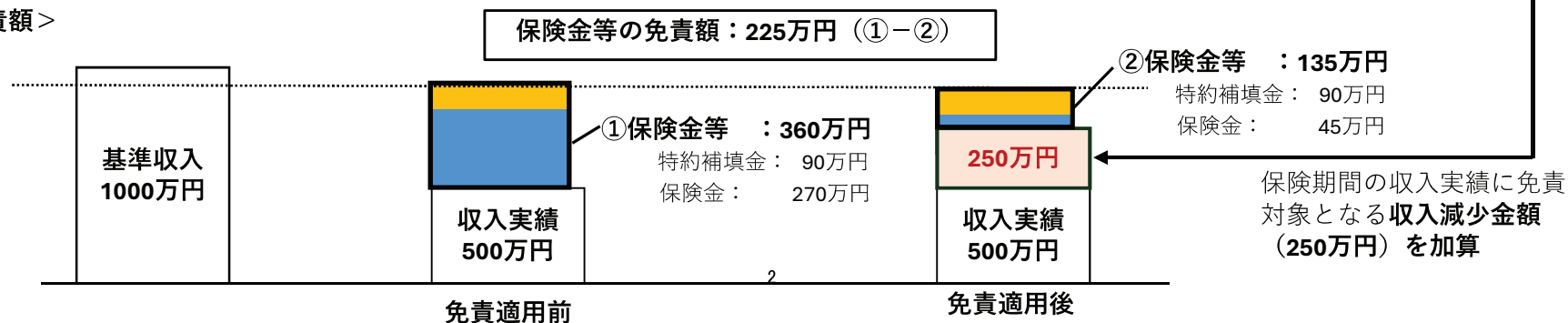
<事故発生通知の状況>



■**保険期間の収入実績に免責対象となる収入減少金額を加算※**して保険金等の支払を算定（適用しない場合との差額が免責額）

- ・保険金部分から免責額を適用（免責額が免責適用前の保険金額を超える部分を特約補填金に適用）

<免責額>



3 営農計画の変更が保険期間内に通知されなかった場合①

(実際に実行された営農計画に基づく基準収入が営農期間終了時点の基準収入より小さい場合)

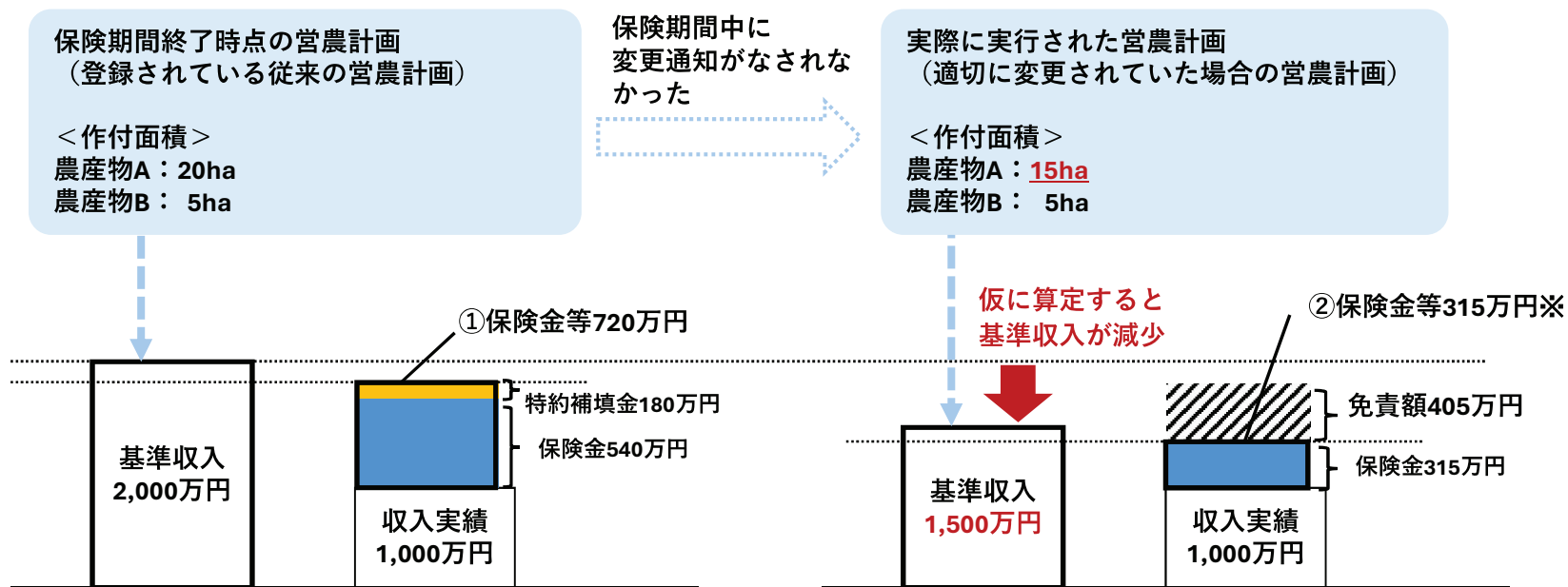
■ 営農計画を変更する必要が生じたにもかかわらず保険期間内に変更の通知がなされなかった場合であって、**実際の営農計画**（適切に変更していた場合の営農計画）**に基づく基準収入が保険期間終了時点の営農計画**（登録されている従来の営農計画）**に基づく基準収入より小さい場合、保険金等の支払いの免責を適用**

・ 営農計画、基準収入の変更は行わない

■ 免責額は、**保険期間終了時点の営農計画に基づく基準収入による保険金等と実際の営農計画に基づく基準収入による保険金等の支払額の差額とする**

・ 免責額は補償上限の高い方から順に適用（特約補填金の支払額から順に免責を適用）

< 営農計画の状況 >



< 免責額 >

保険金等の免責額: 405万円 (① - ②) ※

※ 免責額405万円は補償上限の上から（特約補填金部分）適用。
保険期間終了時点の基準収入に基づく特約補填金の支払額180万円
3 にまず適用し、残る免責額225万円を保険金に適用（加入者への支払いは保険金のみ315万円、特約補填金はなし）

4 営農計画の変更が保険期間内に通知されなかった場合②

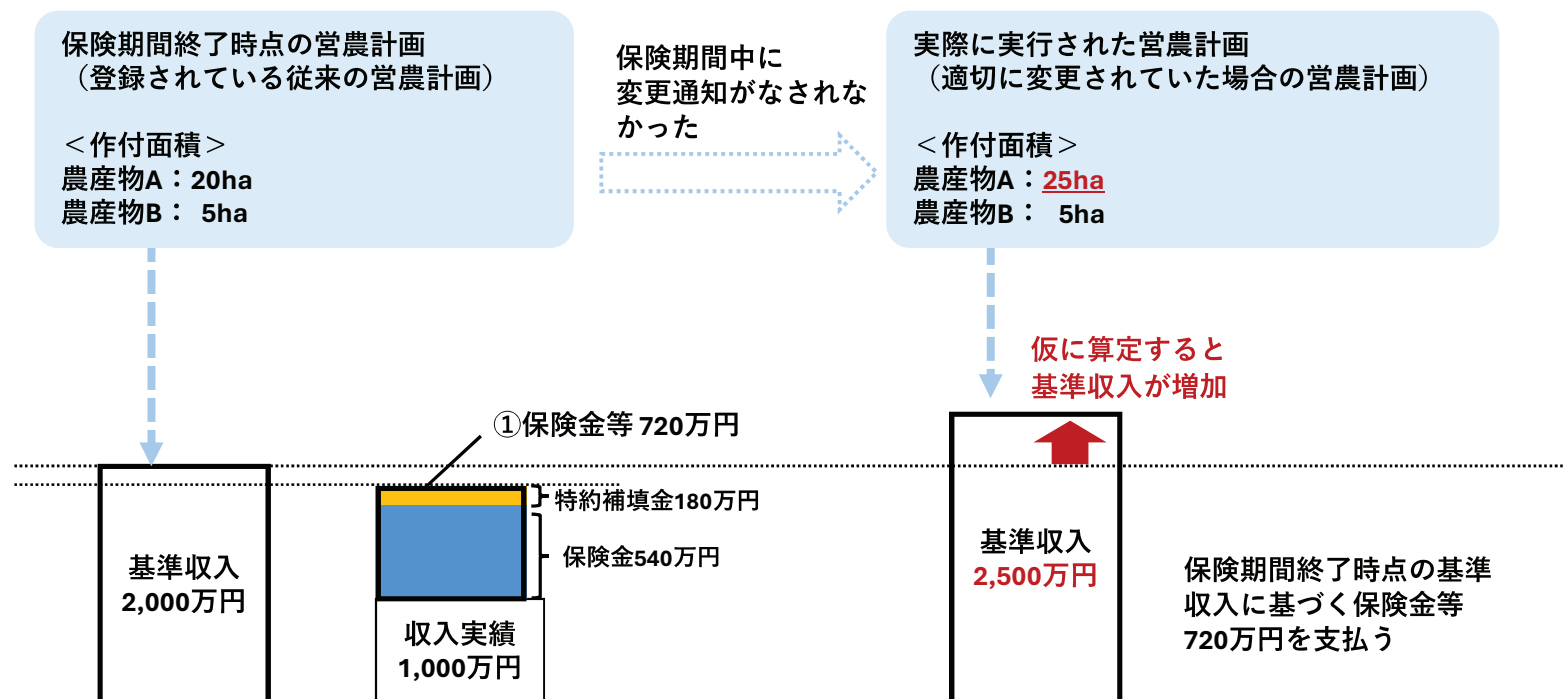
(実際に実行された営農計画に基づく基準収入が営農期間終了時点の基準収入より大きい場合)

■営農計画を変更する必要が生じたにもかかわらず保険期間内に変更の通知がなされなかった場合であって、**実際の営農計画**（適切に変更していた場合の営農計画）**に基づく基準収入が保険期間終了時点の営農計画**（登録されている従来の営農計画）**に基づく基準収入より大きい場合、保険期間終了時点の基準収入に基づく保険金等を支払う**

・営農計画、基準収入の変更は行わない

〔当初は基準収入を過小に設定して保険料負担を抑え、被害が確定した場合に本来の基準収入に引き上げることで十分な保険金等を受領するといったモラルハザードの発生を防止するため〕

<営農計画の状況>



<免責額>

保険金等の免責額：なし

5 連続する複数の保険期間内にわたって事故発生通知、営農計画の変更通知がされなかった場合①

■連続する複数の保険期間において、事故発生通知又は営農計画の変更通知が必要だったにもかかわらず、保険期間内に通知されなかった場合が続いた加入者に対しては、連続した保険期間の年数に応じて以下の対応を行う。

【追加免責額の適用】

- ・連続する複数の保険期間において、営農計画の変更通知が必要だったにもかかわらず保険期間内に通知がなされなかった場合、連続する期間に応じて当期の免責額に上乗せする追加免責額を適用する

追加免責額＝当期の免責額×連続して計画変更の通知がなされなかった期間に応じた割合※

※連続する保険期間 1 保険期間：0 % 2 保険期間：10 % 3 保険期間：20 %

- ・事故発生通知が通知されなかった場合は、当面追加免責額は適用しない

(追加免責額に関する連続する保険期間のカウント方法)

- ・必要だったにもかかわらず、保険期間内に営農計画の変更が通知されなかった場合、免責の適用の有無によらず1 保険期間としてカウントする。翌保険期間においても該当した場合、2 保険期間連続とカウントする。
- ・該当した保険期間の翌保険期間において、営農計画の変更通知が適切になされた場合、連続する保険期間のカウントはリセットする
- ・事故発生通知が通知されなかった場合は追加免責額のカウントには影響しない

【契約解除】

- ・3 保険期間連続して事故発生通知又は営農計画の変更通知が必要だったにもかかわらず保険期間内に通知されなかった場合、翌保険期間の契約を解除する

(加入拒否に関する連続する保険期間のカウント方法)

- ・必要だったにもかかわらず、保険期間内に①事故発生通知が通知されなかった、または②営農計画の変更が通知されなかった、のいずれかが当てはまれば、免責の適用の有無によらず1 保険期間としてカウントする。①または②に該当した保険期間の翌保険期間においても、①又は②のいずれかに該当した場合、2 保険期間連続とカウントする。
- ・①または②に該当した保険期間の翌保険期間において、事故発生通知及び営農計画の変更通知がいずれも適切になされた場合、連続する保険期間のカウントはリセットする⁵

5 連続する複数の保険期間内にわたって事故発生通知、営農計画の変更通知がされなかった場合②

【例 1】

保険期間	事故発生通知	営農計画の変更	
		変更通知の有無	営農計画の変更に伴う免責額
2025	通知あり	通知あり	—
2026	通知あり	通知なし	200万円
2027	通知あり	通知なし	300万円

< 2027保険期間終了後の対応 >

- ・ 営農計画に係る連続する保険期間は2となるため、2027保険期間の免責額300万円に加え、追加免責額（30万円：当期の免責額300万円×10％）を上乗せ

➡ **免責額300万円 + 追加免責額30万円 = 合計330万円**

【例 2】

保険期間	事故発生通知	営農計画の変更	
		変更通知の有無	営農計画の変更に伴う免責額
2025	通知なし	通知あり	—
2026	通知あり	通知なし	免責額なし （実際の営農計画に基づく基準収入が保険期間終了時点の基準収入より大きい）
2027	通知あり	通知なし	100万円

< 2027保険期間終了後の対応 >

- ・ 営農計画に係る連続する保険期間は2保険期間となるため、2027保険期間の免責額100万円に加え、追加免責額（10万円：当期の免責額100万円×10％）を上乗せ
- ・ 加入拒否に係る連続する保険期間は、事故発生通知と営農計画変更通知を合わせて連続する保険期間が3となるため、翌期（2028保険期間）の契約を解除

➡ **免責額100万円 + 追加免責額10万円 = 合計110万円**

【例 3】

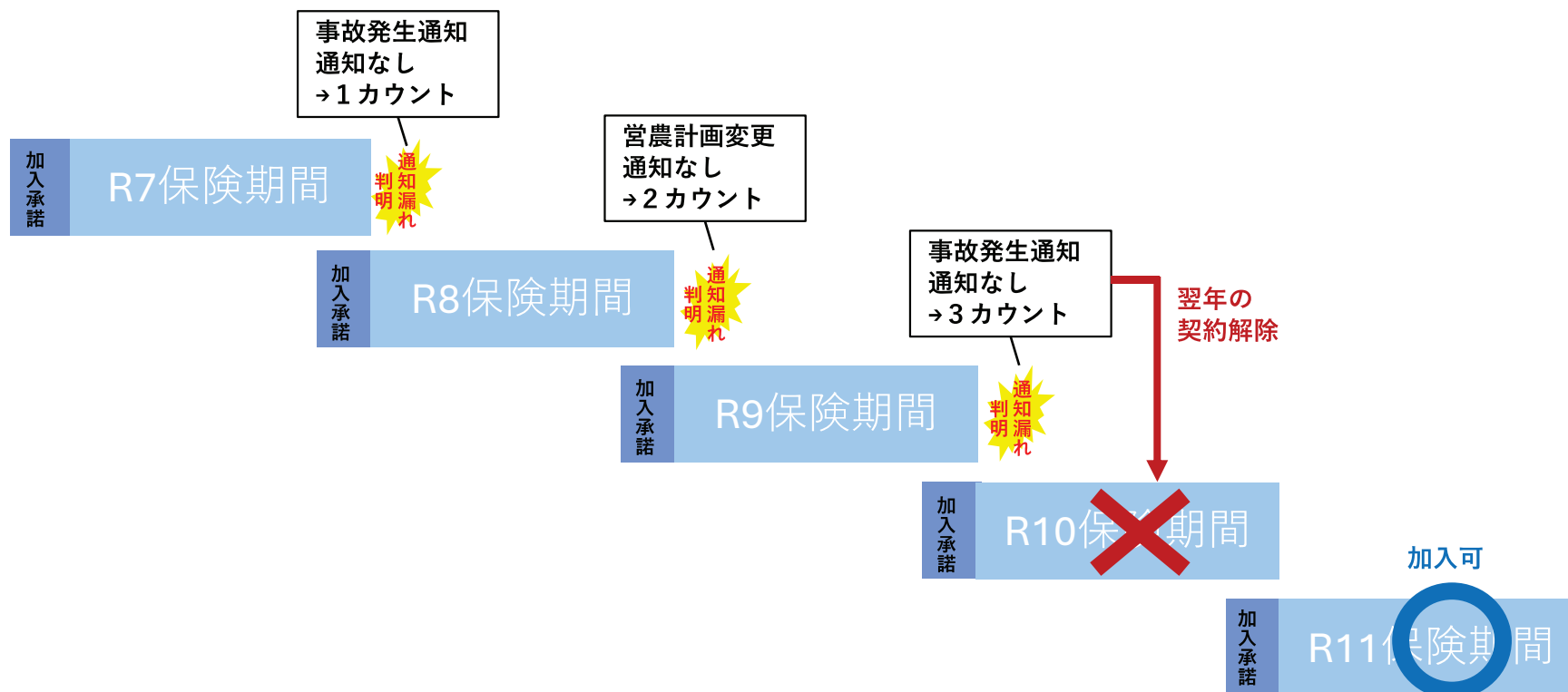
保険期間	事故発生通知	営農計画の変更	
		変更通知の有無	営農計画の変更に伴う免責額
2025	通知なし	通知なし	100万円
2026	通知あり	— （営農計画変更なし）	—
2027	通知あり	通知なし	300万円

< 2027保険期間終了後の対応 >

- ・ 営農計画に係る連続する保険期間は1保険期間となる（2026にリセット）ため、2028保険期間は上乗せの追加免責額なし（免責額300万のみ）
- ・ 加入拒否に係る連続する保険期間は、事故発生通知と営農計画変更通知を合わせて1保険期間（2026にリセット）となるため、契約解除の適用なし

5 連続する複数の保険期間内にわたって事故発生通知、営農計画の変更通知がされなかった場合③

【3 保険期間連続して事故発生通知又は営農計画の変更通知が保険期間内に通知されなかった場合、翌保険期間の契約を解除】



- ・ 3 保険期間連続して保険期間内に事故発生通知又は営農計画の変更通知がなかったことが判明した時点で、既に翌年の保険契約が成立しているため、翌年の保険契約を解除する（積立金の残余、保険料の全額及び事務費の未経過相当額を返還する）。
- ・ 翌々年の保険契約は加入可。カウントは持ち越さない。
- ・ 翌年の保険期間に加入していない場合も、翌々年の保険契約の加入可。